

令和8年2月25日	資料2
第38回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

看護師の特定行為に係る研修制度における見直し（案）について

看護師の特定行為に係る研修制度における見直し（案）について

- 1 看護師の特定行為研修制度見直しに係るワーキンググループ
報告書を踏まえた見直し
 - 1) 特定行為研修に係る見直し
 - 2) 特定行為の内容に係る見直し

- 2 特定行為研修修了者の活動実態を踏まえた見直し
 - 1) パッケージ研修の名称に係る見直し

- 3 今後の進め方

看護師の特定行為研修制度見直しに係る ワーキンググループ報告書を踏まえた見直し

- 1) 特定行為研修に係る見直し
- 2) 特定行為の内容に係る見直し

1) 特定行為研修に係る見直しの方向性①（区分別科目の実習について）

現 状

- 区分別科目の実習における患者に対する実技の必要な症例数は、指定研修機関が5又は10例程度設定する。
- 経験年数や背景、習得状況等は、研修を受講する看護師によって様々であり、設定された症例数だけでは足りない場合もあれば、到達目標に達しているが症例数を満たすために実習期間を延長する場合もある。

見直しの方向性

- **区分別科目については、次のことを前提として、研修修了に必要な症例数は、指定研修機関が設定することとしてはどうか。**

（前提要件）

- ① シミュレーターやペーパーシミュレーションを積極的に活用した演習の実施。
- ② 患者に対する実技は必ず実施。
- ③ 評価は、患者に対する実習の観察評価を実施。その際に参考とする各区分別科目の到達目標の提示。
- ④ 設定された症例数を満たしても到達目標に達しない場合は補習を実施。
- ⑤ 必要な患者に対する実技の症例数は直接指導を行っている指導者の意見を踏まえ、特定行為研修管理委員会が決定。
- ⑥ 研修修了後は、患者に行う前に知識及び技能に関する確認を受ける。確認の方法としては、医師と一緒に実施することが望ましい。

1) 特定行為研修に係る見直しの方向性②（履修免除の推進について）

現 状

- 既に受講した科目については、当該科目の履修状況に応じて全部又は一部を免除することができる。
- しかしながら、履修免除を行っている指定研修機関は7割程度である。履修免除を行わない理由の1つに判断が難しいということがあげられていた。

見直しの方向性

- **指定研修機関が履修免除を導入しやすい仕組みを整備する観点から科目単位の「履修証明書（仮称）」を発行できる要件を明確にするとともに「履修証明書（仮称）」の項目を示してはどうか。**

〈科目単位の履修証明書（仮称）を発行できる要件〉

- ・ 通知に示された「学ぶべき事項」を網羅した研修内容であること。
- ・ 研修は各科目で理解度を確認する構造になっていること。
- ・ 共通科目、区分別科目の到達目標に到達していることを確認していること。

〈履修証明書（仮称）の項目〉

- ・ 受講者氏名 ・ 看護師籍登録番号
- ・ 履修した科目、受講期間、使用した共通科目の通信教材 ・ 評価結果
- ・ 履修証明発行機関名 ・ 責任者名 ・ 発行年月日

2) 特定行為の内容に係る見直しの方向性① (末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル挿入の追加について)

現 状

- 末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルは、臨床での利用が増えているが、ガイドワイヤーを先行させるセルジンガー法での留置が必要になるため、一般的な静脈注射より行為の難易度は高い。
- 末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルの挿入は、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）の挿入と同様の手技で実施可能である。

見直しの方向性

- **臨床現場での二ーズを踏まえ、末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルの挿入を特定行為として追加してはどうか。**
- **その際、必要な知識・技能は、末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入と同様であることを踏まえ、特定行為区分及び特定行為の追加等ではなく、通知の特定行為の内容に追加してはどうか。**

2) 特定行為の内容に係る見直しの方向性② (皮膚損傷に係る薬剤投与関連について)

現 状

- 「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」については、「がん薬物療法に伴う血管外漏出に関する合同ガイドライン2023年版（日本がん看護学会、日本臨床腫瘍学会、日本臨床腫瘍薬学会）」において、血管外漏出に対してステロイド局所注射を行わないことが弱く推奨されている。
- 臨床現場の有用性、教育上の実現可能性が乏しく、臨床の実情にそぐわないことから見直しの必要についての意見が示されている。

見直しの方向性

- **1年程度の経過措置期間を設け、当該行為に係る研修の受講状況、臨床現場での活用状況を国において調査し、特定行為・研修部会において、臨床における影響がないこと等を確認し、特定行為からの削除について再度審議してはどうか。**

2

特定行為研修修了者の活動実態を踏まえた見直し

- 1) パッケージ研修の名称に係る見直し

1) パッケージ研修の名称に係る見直し

術中麻酔管理領域 パッケージ研修の内容

術前

麻酔に係る
術前評価

(特定行為区分)

- ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連

呼吸管理
(気道管理含む)

- ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

全身麻酔の補助

ライン確保

- ・動脈血液ガス分析関連

術中

術中の麻酔・呼吸・
循環管理

- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

術後

麻酔の覚醒

- ・術後疼痛管理関連

術後の呼吸・循環・
疼痛管理

- ・循環動態に係る薬剤投与関連

※一連の流れの中で特定行為研修修了者がパッケージに含まれる特定行為を手順書にもとづき実施

術中麻酔管理領域を修了した看護師の現状

(活動実態調査概要)

術中麻酔管理領域修了者の活動実態を把握することを目的に当該パッケージを修了した看護師8名に対しヒアリングを実施

(修了者としての活動の状況)

- ・麻酔管理を担当する患者に対して術前術後の訪問
- ・術後疼痛管理チームとして巡回
- ・術後1日目の患者の離床介助、疼痛管理

(まとめ)

術中麻酔管理領域の特定行為研修修了者は、術中のみならず、術前の患者のアセスメントや術後の疼痛管理など術前から術後までの流れの中で活躍している。

見直しの方向性

当該領域の修了者の活躍を的確に表現し活躍を推進する観点から「術中麻酔管理領域」を「周術期麻酔管理領域」へ名称を変更してはどうか。

3

今後の進め方

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

今後の進め方

		2026年					2027年		
		2月	3月	4月	8月	12月	1月	2月	3月
内容	特定行為・研修部会				特定行為・研修部会				
	通知改正								
	見直し内容の適用								
	<ul style="list-style-type: none"> ・未梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル挿入の追加 ・履修免除に係る内容 ・区分別科目の実習に係る内容 								
						○皮膚損傷に係る薬剤投与関連に係る実態調査			
								特定行為・研修部会	
								報告	

看護師の特定行為研修制度の正しい理解に向けた普及・啓発等への取組